

Q&A 業種別会計実務シリーズ ⑪

保険

金融インダストリーグループ

トーマツではインダストリー活動の一環として、業種別の会計実務について研究を行っている*1。そこで、本誌において、各業種の概要及び特徴となる会計処理について12回にわたり連載する。第11回となる10月号では、保険業について記載する。なお、文中意見にわたる部分は筆者の私見である。

替代金等を支払うことができ、生計の担い手が亡くなった場合でも遺族は生活を維持することができる。

困難への備えを個々人が独自に行うことは大変であるが、同じような困難に直面する可能性のある人々が集まり、損失を大勢で分担すれば、1人当たりの負担は小さくなる。そのため、困難に対処するための共通の準備財産を形成し、事故等が発生した時にはこの共通の準備財産から補償が支払われることにより、事故等にかかるコストをまかなうことができる。この仕組みを達成すべく、多数の保険契約者が保険料を保険会社に対して支払い、事故等発生の場合に保険会社が一定の保険金を支払うというのが保険契約及び保険制度の骨子である。

このように、保険契約はリスクに対しての備えであり、一般に図表1に掲げた特徴がある。

1. 保険契約とは何か

(1) 保険契約の趣旨、定義

私たちは、交通事故や住居の火災、あるいは生計の担い手の死亡等といった、生活を脅かす可能性のある危険と隣り合わせて暮らしている。これらの困難な事態に対してあらかじめ備えておく方法のひとつとして、「保険」がある。保険契約を締結すれば、交通事故の損害賠償金や火災による住居の建

図表1 保険契約の特徴

①大数の法則	試行回数を重ねると、各事象の起こる確率が、各事象の出現回数によってとらえられるという法則を応用して保険制度は成立している。
②収支相等の原則	収受する保険料の総額と支払うべき保険金の総額が等しくなるように保険事業は運営される。
③公平の原則	事故が発生する確率が高ければ保険料は高くなり、確率が低ければ保険料も安くなる。

法律上保険契約は、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約と定義されている（保険法第2条第1号）。

である。

(2) 生命保険及び損害保険について

また、保険は生命保険、損害保険及び第三分野の保険に分けられる。人の生存又は死亡に関して保険金を支払うのが生命保険、偶然の事故による損害をてん補するのが損害保険であり、それぞれ生命保険会社及び損害保険会社を取り扱う。これらの中間に位置する傷害保険や医療保険を「第三分野」と呼び、生命保険会社と損害保険会社双方が取り扱うことができる。

生命保険と損害保険の主な特徴は図表2のとおり

図表2 生命保険と損害保険の主な特徴

	生命保険	損害保険
対象	人	人、物、利益等
損害	人の生存及び死亡	偶然の事故による損害
期間	(主に) 長期	(主に) 短期
会社形態	相互会社及び株式会社	株式会社
募集チャネル	営業職員中心	代理店中心
保険料の形態	積立型が多い	掛捨てが多い
主な保険金の形態	定額給付	実損てん補

*1 「Q&A業種別会計実務シリーズ」として2013年3月に12冊が出版された。

(3) 保険とデリバティブ、金融保証契約との違い

保険契約と類似の制度はいくつかあるが、ここでは債務保証契約とオプション契約を取り上げる。

債務保証契約は、債務者と保証人との間での契約により債務者の債務不履行等による債権者の損害を保全する制度であるが、多数の経済主体が共同するとは限らないことや、有償とは限らない点で保険契約とは異なる。

また、デリバティブのひとつであるオプションは、一定の商品等を一定期間内に所定の価格で相手から購入ないし相手に売却する権利であり、たとえば天候デリバティブのように損害に備えるために用いることができる。オプションの場合、損害の発生原因が特定されず、事前に決められた条件が満たされれば支払いが発生する点で保険契約とは異なる。

2. 保険料の会計処理

(1) 保険料の収益計上基準

生命保険会社及び損害保険会社では、保険料の収益計上基準は現金主義ともいわれており、基本的には保険料受領時に収入金額が収益として計上される。

生命保険会社では、「決算期までに収入されなかった保険料は、貸借対照表の資産の部に計上してはならない（保険業法施行規則第69条第3項）」ものとされており、未収保険料の計上が禁止されている。これは、生命保険契約では、保険料不払いのまま一定の猶予期間が経過した場合には契約が失効する旨を約款で定めるのが一般的であり、保険会社側では保険料の支払いを強制できず、未収保険料を債権としてとらえることができないことによる。

一方、損害保険会社では、元受保険料の計上は入金報告書及び申込書等不備のない必要書類が揃った

時点でその事業年度の収入に計上することとされており（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-1-4(5)①）、現金の収入時又は現金の収入とみなせる時点で保険料を受領したと考え、収益計上する点では生命保険会社と実質的に同様である。

しかし、回払保険料の計上のうち次回以後保険料の計上については、決算の締切日までに保険契約に定める保険料支払期日応当月が到来しているものはその事業年度の収入として計上することとされている（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-1-4(5)②）ので、未収保険料の計上は禁止されていない。

(2) 保険料の会計処理

保険契約は、法律上は「保険申込者による申込み」と「保険会社による引受けの承諾」により成立する。生命保険会社でも損害保険会社でも、新規保険契約の保険料収入は、保険契約が成立し、保険会社の責任が開始されたときに収益として計上される。責任の開始とは、保険会社が保険契約上の保障を開始するという意味であり、保障が開始される日のことを責任開始日という。

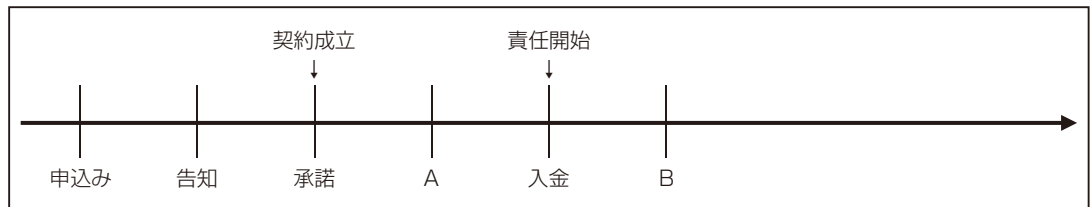
以下では、保険料の具体的な会計処理について、生命保険会社における①新規保険契約に関する1回目の保険料（初回保険料）と②継続保険契約に関する2回目以降の保険料（次回後保険料）に分けて説明する。

なお、約款上、「第1回保険料の払込み」を責任開始の要件としない保険会社もあるが、ここでは「第1回保険料の払込み」を責任開始の要件とする場合を取り扱う。

①初回保険料の会計処理

新規保険契約の初回保険料の収益計上について、以下の2つのケースを考える。

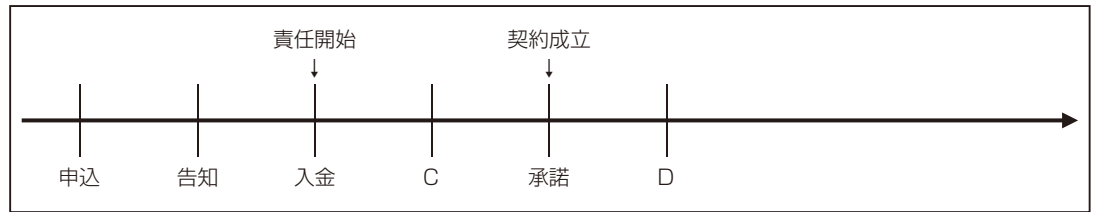
ケース1 承諾後に第1回保険料を受領するケース



ケース1は、保険会社の承諾による契約成立後に、第1回保険料の払込みが行われるケースである。この場合には、入金時点で責任が開始することとなる。ここで、当事業年度の決算日を上記Bとすると、決算日前に入金がある（責任開始となる）ため、当

業年度の保険料として収益計上される。一方で、上記Aが決算日の場合には、決算日後に入金がある（責任開始となる）ため、翌事業年度の保険料として収益計上される。

ケース2 承諾前に第1回保険料を受領するケース



ケース2は、保険会社の承諾前に第1回保険料の払込みが行われるケースである。この場合には、入金時点で契約は成立しておらず、仮受金が計上される。

(借) 現金及び預貯金	×××	(貸) 仮受金	×××
-------------	-----	---------	-----

その後、保険会社の診査による承諾が行われた時点で契約が成立し、保険料が計上される。

(借) 仮受金	×××	(貸) 保険料	×××
---------	-----	---------	-----

ここで、当事業年度の決算日を上記Dとすると、契約の成立及び責任開始が当期中に行われているため、当事業年度の保険料として収益計上される。一方で、上記Cが決算日の場合で、保険会社が定めた合理的な決算事務処理期間内に承諾が行われた場合には、決算処理にて仮受金からの保険料への振替が行われ、保険料が計上されることになる。

なお、損害保険会社での保険料の受領は、伝統的な代理店扱いとして現金を代理店を経由して受け取るもののほか、最近では口座振替契約によるもの、クレジットカード払いによるもの、あるいは、損害保険会社が直接取り扱うもの（インターネット等を利用した通信販売など）があるが、損害保険会社に直接に現金の入金がなくとも、入金報告書などの受領があった時点で保険料が収益計上されることとなる。たとえば、クレジットカード払いの保険料の計上は、クレジットカード会社からの利用承認の連絡を受けた時点で保険料の入金があったものとみなし、保険料を収益計上する。

②次回後保険料の会計処理

次回後保険料についても、初回保険料と同様に、入金を基準として収益が計上される。具体的には、保険契約者からの入金があった時点で仮受金を計上し、入金情報と契約内容との一致が確認された時点で、仮受金から保険料への振替が行われる。なお、損害保険会社では、上記（1）でも記載したとおり、回払保険料の計上のうち次回後保険料の計上については、入金がなくとも決算の締切日までに保険契約

に定める保険料支払期日応当月が到来しているものはその事業年度の収益として計上する。

(3) 発生主義への修正

上記のとおり、保険料は実質的に現金主義により収益計上されるが、受領した保険料には翌事業年度以降に対応する分も含まれているため、このままでは発生主義による適正な期間損益が算定されない。そこで、発生主義に基づく適正な期間損益計算を行うため、入金があった保険料のうち未経過期間に対応する部分については、決算修正により翌期以降に繰り延べる。決算修正にあたっては、保険料勘定そのものの減額修正を行うのではなく、責任準備金*2のひとつである未経過保険料*3を用いる。

具体的には、入金があった保険料のうち翌期以降に対応する部分を未経過保険料として積み立てて費用計上するとともに、前期決算で計上した未経過保険料残高の戻入を行うという洗替処理を行う。未経過保険料を保険期間経過に応じて洗替処理することで、発生主義による損益計算への修正が行われる。なお、損益計算書においては、当該戻入額と繰入額とを相殺した後の金額を「責任準備金繰入額」又は「責任準備金戻入額」として表示する。

3. ソルベンシー・マージン比率の計算

(1) ソルベンシー・マージン比率の概要

保険会社は、保険事故発生時の保険金や満期時の

*2 責任準備金とは、保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるために積み立てるものであり（保険業法第116条第1項）、貸借対照表では負債に計上される。

*3 未経過保険料とは、未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、決算期末においてまだ経過していない期間をいう）に対応する責任に相当する額として計算した額を積み立てるものである（保険業法施行規則第69条第1項第2号及び第70条第1項第1号口）。

給付金等の支払いに備えて準備金を積み立てているが、大地震や株価の大暴落といった通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払余力を保持しておく必要がある。この支払余力のことを「ソルベンシー・マージン」といい、「通常の予測を超える危険」に対する支払余力の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが「ソルベンシー・マージン比率」である。

ソルベンシー・マージン比率による規制は、1996年の保険業法改正の際に導入されたが、1999年の保険業法改正以降は、監督当局が発動する早期是正措置のトリガーとしての役割も果たしている。すなわち、同比率が200%以上であれば「保険金等の支払い能力の充実の状況が適当である」とされるが、200%を下回る保険会社は、改善計画の提出・実行命令等を受けることになる。

図表3 早期是正措置の内容及び発動基準

区分	ソルベンシー・マージン比率	命令
第1区分	100%以上200%未満	改善計画の提出・実行命令
第2区分	0%以上100%未満	改善計画の提出・実行命令 株主配当、社員配当の禁止又は抑制 新規保険契約の保険料計算方法の変更 一部の資産運用方法の禁止又は抑制 等
第3区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止

(出所：平成12年内閣府令・財務省令第45号を基に作成)

(2) ソルベンシー・マージン比率の計算方法

(1) で述べたように、ソルベンシー・マージン比率は「通常の予測を超える危険(B)」に対する「ソルベンシー・マージン(A)」の割合を示す指標であり、実際には、 $[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$ として計算される。

①ソルベンシー・マージン

ソルベンシー・マージンには、保険会社の純資産(社外流出予定額や評価・換算差額等を除く)のほか、諸準備金(価格変動準備金、異常危険準備金、危険準備金等)やその他有価証券の評価差額(評価益の場合は90%、評価損の場合は100%)等、通常の予測を超える危険に備えるための財源となるものが含まれる。

②通常の予測を超える危険

通常の予測を超える危険とは、次に示す各種危険に対応する金額を、所定の計算式を用いて統合した総額をいう。

(a) 所定の計算式

$$\{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2\}^{0.5} + R_5 + R_6 + R_7$$

(b) 保険リスク(生保)又は一般リスク(損保)：

R_1 ・第三分野保険リスク： R_2

保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)に対応する金額をいう。

(c) 予定利率リスク： R_3

実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険に対応する金額をいう。

(d) 資産運用リスク： R_4

保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等に対応する金額をいう。

(e) 経営管理リスク： R_5

業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で、 $R_1 \sim R_4$ 、 R_6 、 R_7 以外の危険に対応する金額をいう。

(f) 巨大災害リスク(損保)： R_6

通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険に対応する金額をいう。

(g) 最低保証リスク(生保)： R_7

特別勘定を設けた保険契約(変額保険等)であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険に対応する金額をいう。

以上